

紹介手数料返戻金制度

採用人材が入社日以後 3 ヶ月以内に自己都合により退職した場合、また、採用人材の責めに帰すべき事由に基づく解雇がなされた場合、支払われた人材紹介手数料のうち次の区分に応じ返還するものとする。

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 入社日前 (入社辞退) | 人材紹介手数料等の 100% |
| (2) 入社日以後 1 ヶ月以内 | 人材紹介手数料等の 50% |
| (3) 入社日以後 3 ヶ月以内 | 人材紹介手数料等の 25% |

許可番号 34-ユ-010043

事業所の名称及び所在地 株式会社共栄経営センター

広島県広島市中区銀山町1-11